

# 環境アセスメント検定 入門編

2013年 9月ver. 1.00

発行 環境アセスメント学会  
<http://www.jsia.net>

環境アセスメント学会

## はじめに

環境アセスメント学会では、環境アセスメントに関心を持っているさまざまな分野の研究者や実務家などが交流して、環境アセスメントの学術・技術的発展と普及、国民各層の理解促進、適正な実施の推進、持続可能な社会の構築に寄与することを目的として活動を行っています。

「環境アセスメント検定 入門編」は、日頃、環境問題に関心のある市民や学生の方々が、これまでのご自身の経験や知識について「環境アセスメント」の観点からどの程度理解しているかを自己判断するための検定(入門編)です。この検定を通して、いろいろな事業に皆さまの関心が深まり、その言動を通じて、事業がより「持続可能な環境配慮した事業」になれば幸いです。

### この冊子の目的:

1. 産学官民が集まった環境アセスメント学会として、本来あるべき環境アセスメントの理解・普及・発展を図る。
2. 環境アセスメントに携わる事業者、実務者、行政担当者、環境審査会メンバーなどの専門家、市民・NGOに基本的な情報を示す。
3. 環境を学ぶ学生の学習資料としての役割も果たす。
4. 冊子に対する意見も期待する。それを踏まえて、内容の充実を図る。

## 目次

はじめに

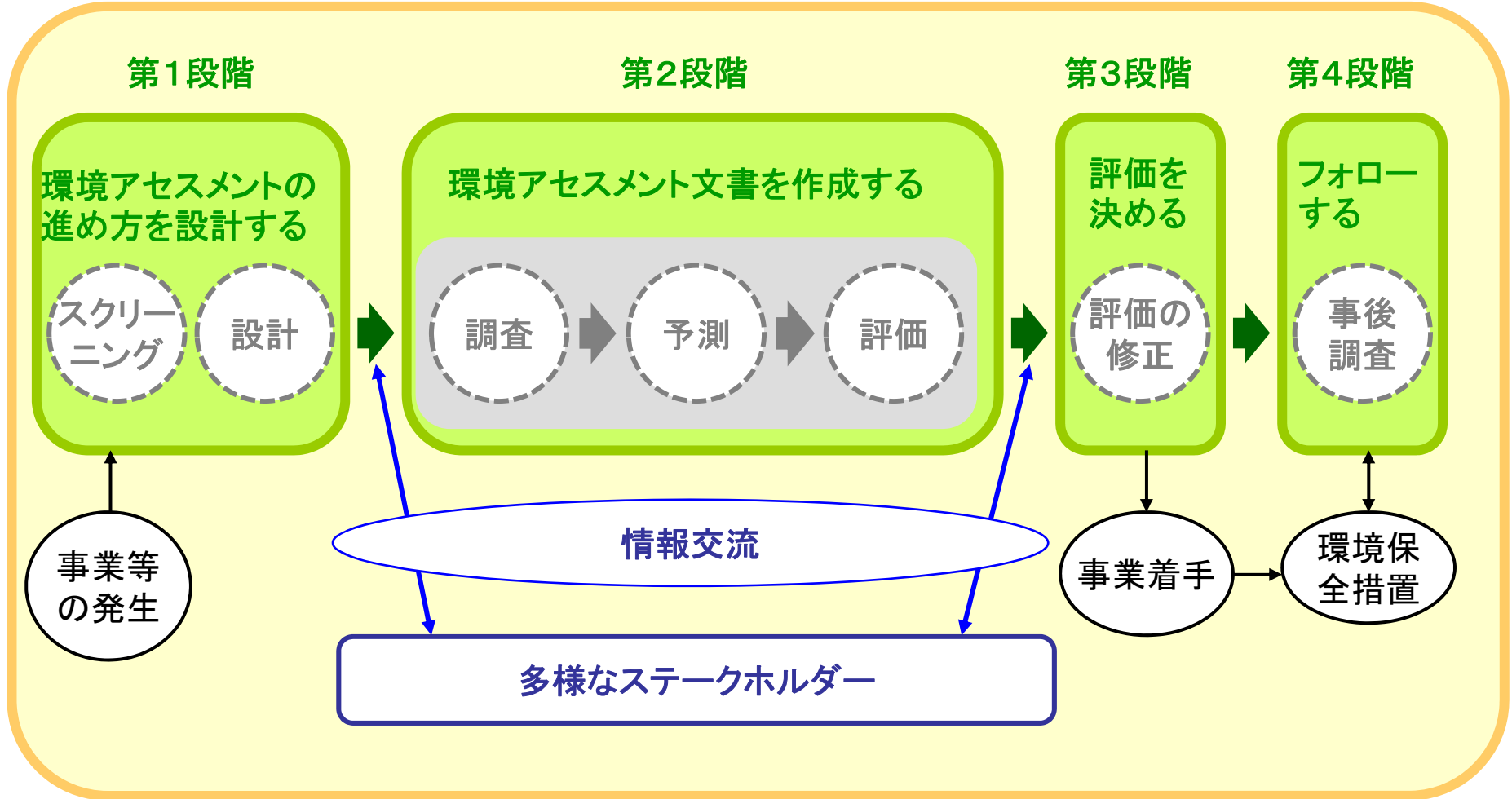
環境アセスメントの流れ

1. 機能・仕組み
2. 第1段階 進め方を設計する  
(スクリーニング、設計)
3. 第2段階 文書を作成する  
(調査、予測、評価)
4. 第3段階 評価を決める
5. 第4段階 フォローする(事後調査)

【回答用紙】

【参考資料】

# 環境アセスメントの流れ



## 1. 機能・仕組み 10問

問1：一般的に表現される「環境アセスメント」と「環境影響評価」とは、同じ意味の言葉である。

(1) ○ (2) ×

問2：「環境基本法」は、環境保全に関する基本的な考え方を定めたもので、あらゆる環境政策の基本を示すものである。

(1) ○ (2) ×

問3：自然改変の事業を実施するあらゆる場合に、その事業規模にかかわらず、環境アセスメントの手続きを必要とする。

(1) ○ (2) ×

問4：日本における環境アセスメントの目的やその手続きについては、環境影響評価法が規定している。

(1) ○ (2) ×

問5：環境影響評価法が制定された1997年までの間、日本でいかなる環境アセスメントも実施されたことはなかった。

(1) ○ (2) ×

問6：多くの地方公共団体では、法に基づく環境アセスメントを補完するものとして、環境アセスメントに関する独自の条例を制定している。

(1) ○ (2) ×

問7：戦略的環境アセスメント(SEA)とは、紛争時の環境影響を予測・評価するものである。

(1) ○ (2) ×

問8：日本の環境アセスメント制度では、事業者や官公庁以外の第三者(市民)が手続きを行うこととなっている。

(1) ○ (2) ×

問9：環境アセスメント分野の専門家に与えられる資格として、環境アセスメント士がある。

(1) ○ (2) ×

問10：環境アセスメントを実施する場合、事業者は予め事業用地を確保しておく義務がある。

(1) ○ (2) ×

## 2. 第1段階 進め方を設計する(スクリーニング、設計) 10問

問1：規模の大きさや影響の程度を考慮して環境アセスメントを行うかどうかを検討することを、スクリーニングとよぶ。

(1) ○ (2) ×

問2：第一種事業とは、規模が大きく環境アセスメントを必ず行う必要のある事業を指す。

(1) ○ (2) ×

問3：スクリーニング手続きにおける第二種事業とは、第一種事業より少しだけ規模が小さく、環境アセスメントの実施が不必要な事業をいう。

(1) ○ (2) ×

問4：平成23年に改正された環境影響評価法では、早い段階（計画書段階）において環境配慮を行う手続きである配慮書の手続きが定められた。

(1) ○ (2) ×

問5：環境影響評価法に基づき第二種事業を実施しようとする者は、スクリーニング手続きを必ず実施しなければならない。

(1) ○ (2) ×

問6：対象事業の環境アセスメントをどのような影響についてどのような手法で実施するかを検討することを、スコーピングとよぶ。

(1) ○ (2) ×

問7：スコーピングの目的は、事業特性や地域特性に応じてメリハリの効いた適切な環境アセスメントを行うことである。

(1) ○ (2) ×

問8：地方公共団体は、その環境影響評価条例により、「環境影響評価法」の第二種事業に該当する事業を自らの対象事業に含めることができる。

(1) ○ (2) ×

問9：環境影響評価条例では、環境影響評価法に準じてスクリーニング手続きを規定することはできない。

(1) ○ (2) ×

問10：法対象事業に含まれていない環境評価項目(参考項目)について、地方公共団体は、条例に基づく環境アセスメント手続で行うことを規定することが出来る。

(1) ○ (2) ×

### 3. 第2段階 文書を作成する(調査、予測、評価)

10問

問1：実際に実施する事業について、どのような方法（調査内容、予測・評価項目など）で環境保全対策を実施するかを記述する図書が、方法書とよばれるものである。

(1) ○ (2) ×

問2：環境アセスメントの検討結果は、準備書（報告書案などと呼ぶ場合もある）とよばれる報告書によって公開され、結果の説明会の開催も一般的に義務づけられている。

(1) ○ (2) ×

問3：多くの地方公共団体の環境影響評価条例の手続において、関係住民は、環境保全策等について最終的に述べた評価書（報告書などと呼ぶ場合もある）が公告・縦覧された事業について、自らの意見を述べる事が出来る。

(1) ○ (2) ×

問4：環境影響評価法において調査・予測・評価の対象となる「環境の自然的構成要素」の項目として、大気質、騒音・振動、悪臭、水質、地形・地質、などがある。

(1) ○ (2) ×

問5：環境影響評価法において調査・予測・評価の対象となる「人と自然との豊かな触れ合いの要素」の項目として、景観、触れ合い活動の場、がある。

(1) ○ (2) ×

問6：環境影響評価条例を有している地方公共団体では、一般的に技術指針若しくはそれに準ずる手引書を定めている。

(1) ○ (2) ×

問7：すべての環境影響評価条例は、環境評価項目として社会経済環境を挙げている。

(1) ○ (2) ×

問8：環境アセスメントにおける調査の方法は、測定、観察など現地調査する方法によるものとされ、既存資料の整理・解析のみによる方法は認められない。

(1) ○ (2) ×

問9：環境アセスメントにおける予測の対象時点は、事業が開始された後で事業の活動が通常の状態に達した時点とし、工事中の予測は行わないことが一般的である。

(1) ○ (2) ×

問10：環境影響評価条例において、建物や構造物が対象事業となる場合、風環境、日影、電波障害は調査・予測・評価の項目として一般的に選定される。

(1) ○ (2) ×

#### 4. 第3段階 評価を決める

10問

問1：環境アセスメントの評価は、全て定量的に行うこととなっている。

(1) ○ (2) ×

問2：環境アセスメントの大気質調査は、全ての環境基準項目について評価を行わないといけない。

(1) ○ (2) ×

問3：道路建設事業において、地球温暖化の影響要因として一酸化炭素の排出を選定する必要がある。

(1) ○ (2) ×

問4：同じ事業で規模も同じ場合ならば、事業に関する環境アセスメントにおける調査、予測項目は必ず同じになる。

(1) ○ (2) ×

問5：道路事業に関して、道路をつくることによって、交通の円滑化が図られ、地域全体で見れば大気環境が改善されるという予測、評価結果が得られる場合もある。

(1) ○ (2) ×

問6：変動する水質の評価に当たっては、極値を除いた最大値が使われる。

(1) ○ (2) ×

問7：環境アセスメントを実施する際に、環境基準を下回っていても現状を大きく悪化することがないよう影響を回避・低減することが重要である。

(1) ○ (2) ×

問8：動物や植物の評価においては、貴重な種についての評価を優先的に実施する。

(1) ○ (2) ×

問9：生態系の評価においては、地域の典型的な生態系への影響を優先的に実施する。

(1) ○ (2) ×

問10：環境影響を評価する際には、環境要素毎に評価し、総合的な評価は実施しない。

(1) ○ (2) ×

## 5. 第4段階 フォローする(事後調査) 10問

問1：事後調査の主な目的は、環境保全措置の効果を検証すること、追加的措置の必要性を判断することなどにより、環境アセスメント図書の記載内容を担保することである。

(1) ○ (2) ×

問2：事後調査は、予測・評価に不確実性があったり、環境保全措置の手法や効果がはっきりしない場合もあるため、事業に着手した後に環境保全上の問題が生じたりしていないかどうかを把握し、問題が生じた場合に必要な措置を追加的にとれるようにするために実施される。

(1) ○ (2) ×

問3：事後調査の段階での情報交流は予測評価の信頼性を損なわないよう、限定的に行ってもよい。

(1) ○ (2) ×

問4：事後調査において、事業者は、調査計画の作成、調査結果の確認、関係者への報告、計画の必要な見直し、追加的措置などを行う。

(1) ○ (2) ×

問5：事後調査では、予測・環境保全措置の不確実性に対応することを主な目的として、環境要素ごとに調査内容を適切に設定することが必要である。

(1) ○ (2) ×

問6：事後調査の時期は、原則として、予測の前提とした状況（最大影響や定常状態等）に対応する時期に調査を実施する。

(1) ○ (2) ×

問7：事後調査の地点は、原則として、予測地点と同一の地点で実施する。

(1) ○ (2) ×

問8：大気質や水質の事後調査は、原則として一年以上連続的に実施する。

(1) ○ (2) ×

問9：事業実施者が変わる場合においても、事後調査は継承されなければならない。

(1) ○ (2) ×

問10：事後調査は、環境影響評価法では工事中までが義務付けられている。

(1) ○ (2) ×



## 【回答用紙】入門編

### 1. 機能・仕組み

問題	回答
問 1	
問 2	
問 3	
問 4	
問 5	
問 6	
問 7	
問 8	
問 9	
問10	
得点	/10

### 2. 第1段階 進め方を設計する

問題	回答
問 1	
問 2	
問 3	
問 4	
問 5	
問 6	
問 7	
問 8	
問 9	
問10	
得点	/10

### 3. 第2段階 文書を作成する

問題	回答
問 1	
問 2	
問 3	
問 4	
問 5	
問 6	
問 7	
問 8	
問 9	
問10	
得点	/10

### 4. 第3段階 評価を決める

問題	回答
問 1	
問 2	
問 3	
問 4	
問 5	
問 6	
問 7	
問 8	
問 9	
問10	
得点	/10

### 5. 第4段階 フォローする

問題	回答
問 1	
問 2	
問 3	
問 4	
問 5	
問 6	
問 7	
問 8	
問 9	
問10	
得点	/10

合計 点

- ・ 45～50点 = 「S」
- ・ 40～44点 = 「A」
- ・ 35～39点 = 「B」
- ・ 30～34点 = 「C」
- ・ 30点未満 = 「D」 解説を読んで再度チャレンジしましょう

## 【参考資料】

- ・ 環境アセスメント用語集  
<http://www.env.go.jp/policy/assess/6term/index.html>
- ・ 環境アセスメント制度のあらまし  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/1-3outline/img/panph\\_j.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/1-3outline/img/panph_j.pdf)
- ・ 環境アセスメントを活かそう「環境アセスメントの心得」  
[http://www.jsia.net/6\\_assessment/kokoroe/kokoroe.pdf](http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/kokoroe.pdf)
- ・ 環境アセスメント審査会ってな～に？  
「環境アセスメント審査会のあり方」  
[http://www.jsia.net/6\\_assessment/kokoroe/na-ni2.pdf](http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/na-ni2.pdf)
- ・ 環境アセスメントにおける調査ってな～に？  
「調査の在り方～事後調査を中心に～」  
[http://www.jsia.net/6\\_assessment/kokoroe/na-ni1.pdf](http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/na-ni1.pdf)
- ・ スモールアセスの勧め「自主アセス・ミニアセスなどを中心に」  
[http://www.jsia.net/6\\_assessment/kokoroe/small.pdf](http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/small.pdf)
- ・ 環境アセスメント学の基礎（環境アセスメント学会 編）  
出版社：恒星社厚生閣  
[http://www.jsia.net/4\\_publishing/10th/title.pdf](http://www.jsia.net/4_publishing/10th/title.pdf)